5 議案第4号関係

(1)おいらせ町立児童館条例 新旧対照表(抜粋)

改正案

(業務)

- 第3条 児童館は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 児童の健全育成の助長を図ること。
 - (2) 児童の集団的、個別的指導及び体力増進のための指導を行うこと。
 - (3) 児童福祉に関する地域組織活動の推進を図るとともに、その利用に供するこ
 - (4) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 児童館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第168号)により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

- 第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条に規定する事業の企画及び実施 に関する業務
 - (2) 児童館の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (3) その他町長が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)
- 第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、 児童館の管理を行わなければならない。

(職員)

第7条 児童館に館長、児童厚生員その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第8条 児童館(構内及び附属物件を含む。)

現行

(業務)

- 第3条 児童館は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 児童の健全育成の助長を図ること。
 - (2) 児童の集団的、個別的指導及び体力増進のための指導を行うこと。
 - (3) 児童福祉に関する地域組織活動の推進を図るとともに、その利用に供すること。
 - (4) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 児童館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第168号)により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

- 第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条に規定する事業の企画及び実施 に関する業務
 - (2) 児童館の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (3) その他町長が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)
- 第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、 児童館の管理を行わなければならない。

(職員)

第7条 児童館に館長、児童厚生員その他必要 な職員を置く。

(利用の許可)

第8条 児童館(構内及び附属物件を含む。)

改正案

を利用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

- 2 児童館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、児童館をその許可を受けた目的以外に利用してはならない。
- 3 館長は、利用許可に当たり利用時間を制限することができる。

(児童の利用制限)

- 第9条 館長は、児童が次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、児童館の利用を制 限することができる。
 - (1) 虚弱体質のため集団的及び個別的指導に耐えないとき。
 - (2) 感染性の疾病にかかっていると認められるとき。
 - (3) 風紀を害するおそれがあるとき。
 - (4) その他館長が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し)

- 第10条 利用者が次の各号のいずれかに該 当する場合は、児童館の利用許可を取り消す ことができる。
 - (1) 不正な行為による利用の許可を受けたとき。
 - (2) 利用目的を変更したとき。
 - (3) 利用物件の取扱行為が乱暴であるとき。
 - (4) 運営上の必要により、館長の指示した 事項に従わないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、児童館の 運営上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 館長は、前項の規定により児童館の利用許可を取り消したときは、利用者に対して、その旨を通知するものとする。

(利用料金)

- 第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表のとおりとする。

現 行

を利用しようとする者は、館長の許可を受け なければならない。

- 2 児童館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、児童館をその許可を受けた目的以外に利用してはならない。
- 3 館長は、利用許可に当たり利用時間を制限することができる。

(児童の利用制限)

- 第9条 館長は、児童が次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、児童館の利用を制 限することができる。
 - (1) 虚弱体質のため集団的及び個別的指導 に耐えないとき。
 - (2) 感染性の疾病にかかっていると認められるとき。
 - (3) 風紀を害するおそれがあるとき。
 - (4) その他館長が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し)

- 第10条 利用者が次の各号のいずれかに該 当する場合は、児童館の利用許可を取り消す ことができる。
 - (1) 不正な行為による利用の許可を受けたとき。
 - (2) 利用目的を変更したとき。
 - (3) 利用物件の取扱行為が乱暴であると き。
 - (4) 運営上の必要により、館長の指示した 事項に従わないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、児童館の 運営上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 館長は、前項の規定により児童館の利用許可を取り消したときは、利用者に対して、その旨を通知するものとする。

改正案

現 行

3 利用料金は、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第244の2第8項の規定により 当該指定管理者の収入として収受させるも のとする。

(準用)

第12条 第4条の規定により指定管理者に 管理及び運営を行わせる場合にあっては、第 8条から第10条までの規定を準用する。こ の場合において、「館長」とあるのは「指定 管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により施設利用できなくなったとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上必要があると 認められるとき、その他町長が特別の理由が あると認めるときは、利用料金を減額し、又 は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第<u>15</u>条 児童館の利用者が、建物、備品その 他構内をき損し、又は滅失したときは、原状 に回復し、又は損害を賠償しなければならな い。ただし、町長が特別の理由があると認め るときは、この限りでない。

(運営協議会)

- 第<u>16</u>条 児童館の円滑な運営管理を図るため、各児童館に児童館運営協議会を置く。
- 2 児童館運営協議会の設置及び運営に関し 必要な事項については、別に条例で定める。 (委任)
- 第<u>17</u>条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(損害賠償の義務)

第<u>11</u>条 児童館の利用者が、建物、備品その 他構内をき損し、又は滅失したときは、原状 に回復し、又は損害を賠償しなければならな い。ただし、町長が特別の理由があると認め るときは、この限りでない。

(運営協議会)

- 第<u>12</u>条 児童館の円滑な運営管理を図るため、各児童館に児童館運営協議会を置く。
- 2 児童館運営協議会の設置及び運営に関し 必要な事項については、別に条例で定める。 (委任)
- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

改 正 案		現行
(施行期日)		
1 この条例は、令和2年4月1日から施行す		
<u> </u>		
(準備行為)		
2 指定管理者の指定に関する手	4	
管理者が管理を行うための準備行		
条例の施行の日前においても行うことがで		s -
<u>きる。</u>		
別表(第11条関係)		
区分 開設時間	利用料金	
<u>通常</u> 平日 放課後~18:00	<u>無料</u>	
<u> </u>		
期学校休		
<u>業日</u>		
延長 平日、土曜、長期学校休業	200円	
利用 日の18:00~18:30		